

# 神川町交通安全計画

(平成19年度から平成23年度)



平成20年2月

神川町交通安全対策会議

## 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 計画の構想                  | 1  |
| 第1 計画の理念               | 1  |
| 第2 交通事故の状況             | 2  |
| 第3 交通安全対策の方向           | 3  |
| 第4 計画の推進体制             | 6  |
| 第1章 人と環境にやさしい道路交通環境の整備 | 8  |
| 第1 交通安全施設などの整備         | 8  |
| 第2 効果的な交通規制の推進         | 10 |
| 第3 歩行者優先の安心・安全な交通安全対策  | 10 |
| 第4 公共交通機関の利用の推進        | 11 |
| 第5 交通公害の防止             | 11 |
| 第6 災害に備えた道路交通環境の整備     | 12 |
| 第7 その他の道路交通環境の整備       | 12 |
| 第2章 交通安全思想の普及徹底        | 13 |
| 第1 体系的な交通安全教育の推進       | 13 |
| 第2 地域における交通安全教育の推進     | 16 |
| 第3 交通安全教育指導者の養成と活用     | 16 |
| 第4 交通安全に関する普及啓発活動の推進   | 17 |
| 第5 民間交通安全団体などの主体的活動の促進 | 18 |
| 第3章 安全運転と車両の安全性の確保     | 19 |
| 第1 安全運転の確保             | 19 |
| 第2 車両の安全性の確保           | 20 |
| 第4章 道路秩序の維持            | 21 |
| 第1 交通の指導取締りの強化         | 21 |
| 第2 暴走族対策の強化            | 21 |
| 第5章 救急・救助活動の充実         | 22 |
| 第1 救急・救助体制の整備          | 22 |
| 第2 救急医療情報の整備           | 22 |
| 第6章 交通事故被害者支援の推進       | 23 |
| 第1 無保険（無共済）車両対策        | 23 |
| 第2 損害賠償請求についての援助など     | 23 |
| 第3 被害者支援の充実            | 24 |
| 第7章 調査研究の推進            | 25 |
| 第1 道路交通の安全に関する調査研究     | 25 |
| 第2 交通事故原因の調査研究         | 25 |
| 第8章 鉄道と踏切道における安全確保     | 26 |
| 第1 駅施設などの安全確保          | 26 |
| 第2 踏切道における安全確保         | 26 |
| 第3 鉄道交通の安全に関する知識の普及    | 26 |
| 参考資料                   | 27 |

# 計 画 の 構 想

## 第 1 計画の理念

### 1 計画策定の趣旨

神川町は、埼玉県北西部に位置し、神流川を挟んで群馬県と接しており、平成18年1月1日旧神川町と旧神泉村が合併し、新神川町としてスタートしました。

21世紀の安全で快適な交通社会の形成に向け、人命尊重の理念に立ち、交通事故による社会的・経済的損失をも勘案し、社会情勢の変化を踏まえ、実態に対応した安全対策を講じていく必要があります。

近年の交通事故は、飲酒運転をはじめ悪質危険運転による重大化の傾向があり、また、運転者と自転車や歩行者の不注意が重なって起こる事故も増加しています。

本計画は、このような観点から、交通社会を構成する「人、車、道路」の三要素について着目し、事故原因の調査・分析結果などを検証し、町の地域特性に即応した適切で効果的な施策を総合的に策定します。

第8次埼玉県交通安全計画を基に、今後も町民の理解と協力のもと、県、町、関係機関及び団体が緊密な連携を図り、強力に推進していくため策定するものです。

### 2 計画の方向性

第一に、人に対する安全対策については、安全な運転・運行を確保するために、知識・技能の向上、交通安全意識の高揚、運行管理の適正化などを推進するとともに、町民の交通安全思想の定着化と交通安全意識の徹底を図ることが極めて重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動の充実を図ります。

第二に、自動車や列車などの交通機関が原因となる事故の防止対策としては、設備、装置などの安全性を高め、各交通機関の社会的機能や特性を考慮し、社会的要求に応じた安全水準を常に維持させるための措置を講じ、必要な検査などを実施できる体制の充実を図ります。

第三に、道路交通環境に係る安全対策としては、交通安全施設などの整備の充実を図るとともに、高齢者や障がい者に配慮した「人と環境に優しい道づくり」を推進します。

これらの三要素に関する有効適切な交通安全対策を講ずるに当たっては、

その基礎として交通事故原因の総合的な調査研究を行い、交通事故が発生した場合に、その被害を最小限に抑えるため、救助、救急体制と救急医療機関の充実、交通事故相談など、交通事故被害者の救済に向けた万全の措置と、その心情に配慮した対策を推進します。

交通安全対策の推進に当たっては、関係機関及び団体が一体となって交通安全運動を推進するとともに、町民が自らの安全を守るために、主体的、自発的な行動が要求されることから、その施策にあたっては、町民からの意見・要望を反映させ、理解と協力を得て実施します。

### 3 計画の期間

本計画の実施期間については、平成19年度から平成23年度までの5カ年とします。

## 第2 交通事故の状況

### 1 道路交通事故

町の北東部には国道254号、中央部東西に国道462号が通り、その2本の国道を結ぶ県道上里鬼石線が町の中央を南北に貫き、その続きに県道矢納浄法寺線が町の南部まで延びています。

また、北東部には県道児玉新町線が通り、南部には県道太田部譲原線、主要地方道前橋長瀬線もあって、首都圏や群馬県への重要な交通網を形成しています。

町内の道路交通の情勢は、信号機が少なく幅員の狭い道路にもかかわらずダンプや大型貨物車両が多く通行しています。

国道254号は、なだらかな曲線を描いていて、比較の見通しが良好な状況であるため、速度超過で走行する車両が多く見受けられます。

国道462号及び県道、町道については、部分的に大きく湾曲した見通しの悪い場所や幅員の狭い場所もあり、日常の交通量が比較的少ないことから、国道254号と同様に速度超過で走行する傾向があつて、前方不注意や信号無視などの基本的なルール違反と相関して交通事故が発生しています。

交通事故の発生状況をみると、青年層及び高齢者を中心とした自動車事故が多く、さらに児童、生徒、高齢者が歩行中又は、自転車乗車中に巻き込まれるケースも増加しています。

これらの背景には、運転免許の保有者や自動車保有台数などの増加という道路交通の量的拡大とともに、高齢者の増加などの質的变化、道路利用者全体の

安全意識の低下という、加害者・被害者共通の問題も大きく影響していると思われます。

今後も、道路交通への町民の依存度は益々高まるものと予想されることから、交通事故を防止するために、状況の変化に応じた交通安全対策を積極的に推進する必要があります。

表 1 交通事故発生件数・死傷者の推移

埼玉県警察本部：交通事故統計資料

| 区 分 \ 年 度        |        | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 |
|------------------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|                  |        |     |     |     |     |     |     |
| 旧<br>神<br>川<br>町 | 人身事故件数 | 85  | 86  | 88  | 90  | 89  | 69  |
|                  | 死者数    | 2   | 0   | 1   | 1   | 0   | 0   |
|                  | 負傷者数   | 115 | 129 | 138 | 121 | 109 | 94  |
| 旧<br>神<br>泉<br>村 | 人身事故件数 | 4   | 7   | 2   | 9   | 3   | 1   |
|                  | 死者数    | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
|                  | 負傷者数   | 4   | 8   | 2   | 17  | 6   | 1   |

\* 平成18年は、児玉警察署調べ

本町における交通事故は、「高齢者の事故」、「交差点の事故」及び「自転車の事故」が多いという特徴があり、この点を重点課題として交通安全対策を推進します。

## 2 鉄道事故・踏切事故

JR八高線の本町の運転区間における鉄道事故などは、ここ数年発生していません。踏み切りは、町道6箇所、県道1箇所あります。

## 第3 交通安全対策の方向

近年、高齢者の事故が増加傾向にあることや、交差点、自転車事故が依然として多発していることなどを踏まえて、次の対策を強力に推進します。

### 1 対策の重点

#### (1) 高齢者などの交通安全の確保

高齢者が歩行中や自転車乗用中に巻き込まれる交通事故を防止し、今後

さらに増加する高齢ドライバーが安全に運転を継続できるよう、歩道や分かりやすい標識等道路交通環境を整備するとともに、高齢者に対する交通安全教育を推進します。

また、警察署では、更新時講習における「高齢者特別講習」の実施や、指定自動車教習所において「高齢者講習」を実施し、「高齢運転者標識」(高齢者マーク)の積極的使用など、高齢運転者対策の充実を図ります。

## (2) 交差点における交通事故防止

本町の交通事故の高い割合を占める交差点の交通事故を防止するため、交差点の改良や規制標識、停止線及び横断歩道の整備を公安委員会に要請します。

## (3) 自転車の安全利用の推進

自転車による交通事故を防止するため、自転車の利用者に対するマナーの向上を図り、交差点での一時停止や安全確認などの自転車の安全、快適な利用ができるよう交通安全教育の啓発を推進します。



## 2 対策の方向

### (1) 人と環境にやさしい道路交通環境の整備

交通事故を無くし交通の安全を確保するためには、人と車が安全かつ円滑に通行できる道路交通環境施設の整備が重要です。

そのため、町道の交差点改良、拡幅及び歩道の整備と併せ交通安全施設の整備に高齢者や障がい者の自立した日常生活を確保するためのバリアフリー化を推進します。

ア 高齢者や自転車の安全に配慮した歩道の整備を進めるほか、夜間でも見やすい標識などの整備を公安委員会に要請します。

イ 通学路に指定している町道の歩道整備を優先的に進め、交通事故の発生しやすい交差点に信号機の整備を進めます。

### (2) 交通安全思想の普及の徹底

交通安全の基本は、町民一人ひとりが交通ルールと正しいマナーを身に付け、それを実践することにあります。そのため、幼児から成人、高齢者にいたるまでの段階において必要な交通安全教育を推進します。

また、家庭や学校、職場など地域ぐるみの交通安全意識の高揚を図るとともに、各主体の自発的な交通安全対策を推進します。

- ア 高齢者には、加齢による心身機能の変化が行動に及ぼす影響を理解していただき交通事故に遭わないように、また、高齢者に対する理解と思いやりのある通行方法を広報するなどの啓発活動を推進します。
- イ 夜間における歩行者や自転車が見える反射材の着用を推進します。
- ウ 自転車を利用する児童、生徒のヘルメットの着用と、交差点での一時停止や安全確認など交通ルールを守り、また、歩行者を先に譲るなどの正しいマナーを身に付ける交通安全教育を推進します。

### (3) 安全運転と車両の安全性の確保

- ア 運転免許の取得者と自動車の登録台数が年々増加しているほか、運転者や自動車の種類も多様化しているため、安全運転と車両の安全性の確保がますます重要になっています。そのため、運転者教育の充実や事業所などにおける安全運転管理と車両の安全性の確保を図ります。
- イ 全ての運転者に高齢運転者の行動特性を理解していただく運転者教育を推進します。また、認知症の疑いのある運転者の対策に努めます。

### (4) 道路交通秩序の維持

道路交通の安全と円滑な交通を確保するために、路線別、地域の交通実態に即した交通規制を推進するとともに、悪質な騒音、危険走行、迷惑性の高い交通違反者の指導取締りを強く要請します。

- ア 歩行者優先の観点に立った交通規制を進め、交通標識の整備を要望します。
- イ 自転車利用の違反者に対して、自転車警告カードを活用した指導、警告活動の推進や取締りを要請します。

### (5) 救急・救助活動の充実

交通事故による救急活動は、負傷者の救命を図りその被害を最小限に抑えるため、救急・救命活動を充実させるとともに、救急医療体制の整備を関係機関に要請します。

### (6) 交通事故被害者支援の推進

交通事故が起きると、その当事者は事故処理や示談交渉など煩雑な手続きに悩まされ被害者は、肉体的、精神的な苦痛のほか、経済的な困難にも直面します。

被害者救済のため、交通事故相談や交通遺児等援護制度また、交通事故被害者に対する相談や支援などの充実を関係機関に要請します。

#### (7) 調査研究の推進

高齢運転者の増加や、交通環境の複雑、多様化する中で、交通事故の原因を究明して、交通事故防止対策を効果的に推進するための調査研究を行います。

#### (8) 鉄道・踏切道の安全確保

鉄道や踏切事故の発生は、甚大な被害をもたらすほか、運休による利用者にも重大な影響を及ぼすため、鉄道交通環境の整備や安全な運行の確保を図り、踏切保安施設の整備などを要望します。

### 3 計画の目標

交通安全計画策定の趣旨に立って、対策の方向を定める各種施策を推進し、新町建設の基本理念にある「町民が安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

#### (1) 目標（平成23年度までに）

ア 交通事故死者数ゼロを推進します。

イ 交通事故負傷者数を半減させます。（表 1 交通事故発生件数・死傷者の推移参照）

#### (2) 目標とした理由

本来の目標は、交通事故をゼロにすることではありますが、悲惨な交通事故による被害を無くし、死者数ゼロを推進する目標とします。

## 第4 計画の推進体制

### 1 行政機関

町は、この計画を策定した責任機関として、各施策を着実に推進するとともに、交通安全対策会議を中心として、総合的な交通安全対策を推進します。

また、県の行政機関（国道、県道を管轄する県土整備事務所、警察署及び交通関係団体）と連携を図り、協力して必要な事業を推進します。

### 2 事業者、交通関係団体、ボランティアなど

交通安全を推進する上で業務用自動車を運行する事業者は、事業所として

安全運転講習会を実施するほか、安全運転管理及び運行管理などの交通安全教育を推進する業務が課せられ、交通事故防止に努めなければなりません。

鉄道事業者は、行政機関などと連携して鉄道や踏切道の安全確保に努めることが求められます。

また、地域における交通関係団体、ボランティアなどが行う交通安全活動の効果は、極めて大きいものがあり、町及び警察署と連携・協力した交通安全対策が求められます。

### 3 町民

悲惨な交通事故を無くすため、町民一人ひとりが交通ルールを守り、正しいマナーを実践することが何よりも大切です。

特に、自らの安全に心がけ、飲酒運転は絶対にしない、車に乗ったら全員シートベルトを着用する、また、夜間に外出する際は、反射材を身に付けることを習慣づけるなど、まず、「自分のことから始める」ことが求められます。



# 第1章 人と環境にやさしい道路交通環境の整備

## 【施策の体系】

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 第1 交通安全施設などの整備        | 1 道路網の整備と道路改良の推進<br>2 交通安全施設などの整備事業の推進<br>3 農道、森林管理道に係る交通安全施設の整備 |
| 第2 効果的な交通規制の推進        | 1 地域の特性に応じた交通規制<br>2 幹線道路における交通規制<br>3 事故多発地域・路線における交通規制         |
| 第3 歩行者優先の安心・安全な交通安全対策 | 1 生活道路における交通安全対策の推進<br>2 交通環境のバリアフリー化の促進                         |
| 第4 公共交通機関の利用の促進       |  |
| 第5 交通公害の防止            |  |
| 第6 災害に備えた道路交通環境の整備    | 1 災害に備えた道路環境の整備<br>2 災害発生時における交通規制と情報提供の充実                       |
| 第7 その他の道路交通環境の整備      | 1 道路使用の適正化<br>2 町民参加の促進  |

## 第1 交通安全施設などの整備

### 1 道路網の整備と道路改良の推進

施設などの整備については、体系的な道路網の整備により生活道路及び幹線道路の適切な機能分担を図るとともに、道路改良の整備を推進します。

#### (1) 道路網の整備

国道、県道及び町道の交通安全施設などの整備や、国道と県道を結ぶバイパス道路などの道路網整備を県土整備事務所や関係機関に要望します。

また、道路法非適用道路の農道及び森林管理道の整備を進め、一体的に道路網の整備を促進します。

#### (2) 道路の改良・拡幅

安全で快適な交通を確保するため、町道における幅員の狭い区間の解消に向けて、歩道の設置を含め道路改良、拡幅の整備を促進します。

## 2 交通安全施設などの整備事業の推進

通学路をはじめとする交通の安全を確保する必要性の高い道路については、「社会資本整備重点計画（平成15年10月10日閣議決定）」に基づき、道路管理者及び警察署（公安委員会）と連携して、計画的に交通安全施設などの整備事業を推進します。

#### (1) 道路管理者が実施する事業

##### ア 交差点整備の推進

町内の交通事故の多数が交差点及び交差点付近で発生しているため、信号機の無い見通しが悪い交差点の解消に向けて整備を推進します。

##### イ 通学路の整備

通学路における児童・生徒の安全を確保するため、通学路の安全点検の実施、また、児童・生徒の視点に立って歩道やガードレールなどの交通安全施設の整備を推進します。

##### ウ 自転車歩行者道の整備

自転車を利用する通勤、通学者の安全を確保するため、安全で快適な自転車歩行者道の整備を推進します。

##### エ 案内標識の整備

不案内な来訪者も安心できる分かりやすい案内標識の整備を推進します。

#### (2) 警察署（公安委員会）に実施を要望する事業

##### ア 信号機の整備

危険な交差点に信号機の設置を要望します。

##### イ 規制標識の整備

交差点の「止まれ」及び速度の規制標識の設置を要望します。

ウ はみ出し禁止の黄色のセンターラインの設置を要望します。



## 3 農道、森林管理道に係る交通安全施設の整備

近年、森林レクリエーションによる都会からの入り込み客が増加していることから、通行者の安全を確保するため、落石防護柵、反射鏡及びガードレールを設置するなど事故防止に努め、交通安全施設の整備を推進します。

## 第2 効果的な交通規制の推進

道路網全体の中でそれぞれの道路が持っている社会的機能、交通安全施設の整備状況、交通量及び観光シーズンの状況など、地域の実態に応じて効果的な交通規制を公安委員会に要請します。

### 1 地域の特性に応じた交通規制

小学校、幼稚園及び保育園周辺における通学時間帯に車両の通行を規制するなど効果的な交通規制により園児・児童及び生徒の安全を図ります。

### 2 幹線道路における交通規制

幹線道路については、速度規制、追越し禁止、右側部分はみ出し通行禁止規制などを行い、交通の安全と円滑化を図ります。

### 3 事故多発地域・路線における交通規制

通過車両の多い道路については交通事故も多いため、速度規制により減速を促し、追越し禁止、右側部分はみ出し通行禁止規制などを要請します。

## 第3 歩行者優先の安心・安全な交通安全対策

身近な生活道路の整備にあたっては、歩行者の視点に立ち、歩行者優先の安心・安全な交通安全対策を推進します。

### 1 生活道路における交通安全対策の推進

生活道路における通過車両の進入を抑え、速度の抑制、歩行者の安全確保を第一にグリーンベルトの設置や歩道、車道の通行区分の明示を進め、歩行者と運転者が安全で安心な交通安全対策に取り組めます。

### 2 交通環境のバリアフリー化の促進

高齢者、障がい者の自立した日常生活及び社会参加を確保するため、駅や公

共施設の整備、駐車場、歩道の拡幅などの工事には、段差のない構造、視聴覚障がい者誘導用ブロック敷設など交通環境のバリアフリー化を促進します。

## 第4 公共交通機関の利用の促進

### (1) 公共交通機関の利用の促進

誰もが安心してバスや鉄道の公共交通を利用できるよう、ノンステップバスの導入などによる利便性の向上を進め、利用者の安全を確保するとともに、自動車から公共交通への乗り換えのパークアンドライド（鉄道駅などに自家用車を駐車して公共交通機関に乗り継ぐ形態。）を推進します。

### (2) 自動車の効率的利用の促進

円滑で安全な道路交通の確保に資するため、相乗りや事業所における効率的な物資の輸送などを進めるとともに、混雑時間や混雑箇所を避けた自動車の利用を促すなど、交通渋滞の緩和や交通環境に配慮した自動車の効率的な利用を促進します。

## 第5 交通公害の防止

### (1) 交通公害の防止

自動車を原因とする大気汚染や騒音・振動などの交通公害を防止するため、法律や条例に基づく規制及び低公害車への買い替えを促進するとともに、アイドリング・ストップの実施や急発進・急加速の防止などのエコドライブを推進します。

また、自動車から排出される二酸化炭素などの削減を図り、地球温暖化の防止に努めます。

### (2) 違法駐車防止気運の醸成・高揚

違法駐車は、歩行者及び緊急車両の通行に支障を及ぼすため、保管場を確保していない車両の一掃を図り、各季の交通安全運動などあらゆる機会を通じて町民への広報や啓発活動を行い、違法駐車防止気運の醸成・高揚を図ります。



## 第6 災害に備えた道路交通環境の整備

### 1 災害に備えた道路環境の整備

豪雨、地震などの災害が発生した場合において、被災地の救援活動や緊急物資輸送する道路交通を確保するための道路整備、橋梁の耐震化、広幅員歩道の整備を推進します。

### 2 災害発生時における交通規制と情報提供の充実

災害発生時は、被災地への車両の流入抑制などの交通規制、被災状況、道路交通状況などの情報について、インターネットなど情報通信技術（IT）による情報提供を推進します。

## 第7 その他の道路交通環境の整備

### 1 道路使用の適正化

安全で円滑な道路交通環境の確保のため、不法占用物件に対する指導、取締りを強化するとともに道路工事業者及び沿道町民への啓発活動を推進して道路使用の適正化を図ります。

### 2 町民参加の促進

地域住民や道路利用者の主体的な参加のもとに交通安全施設などの点検を行う交通安全総点検を積極的に推進し、日常感じている町民の意見を取り入れ、道路交通安全施設の整備に反映します。

また、ごみゼロ運動の道路清掃など地域住民や事業所の自主的な取り組みにより道路環境が維持され支えられていることから、ロードサポーター制度を普及して行政と町民の連携による交通安全運動を推進します。



ロードサポーター



ごみゼロ運動

## 第2章 交通安全思想の普及徹底

### 【施策の体系】

|                         |
|-------------------------|
| 第1 体系的な交通安全教育の推進        |
| 1 幼児に対する交通安全教育          |
| 2 小学生に対する交通安全教育         |
| 3 中学生に対する交通安全教育         |
| 4 高校生に対する交通安全教育         |
| 5 若者に対する交通安全教育          |
| 6 成人に対する交通安全教育          |
| 7 高齢者に対する交通安全教育         |
| 8 障がい者に対する交通安全教育        |
| 第2 地域における交通安全教育の推進      |
| 第3 交通安全教育指導者の養成と活用      |
| 第4 交通安全に関する普及啓発活動の推進    |
| 1 町民総ぐるみの交通安全運動の推進      |
| 2 自転車の安全利用の推進           |
| 3 シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底 |
| 4 飲酒運転撲滅の醸成             |
| 5 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進   |
| 6 外国人への普及啓発活動の推進        |
| 7 交通安全に関する広報の推進         |
| 第5 民間交通安全団体などの主体的活動の促進  |

### 第1 体系的な交通安全教育の推進

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念のもと、町民一人ひとりが社会の一員としての責任を自覚するとともに、交通ルールと正しい交通マナーを遵守し、交通安全意識の高揚に努め、地域社会に貢献できる良き社会人を育成することに、重要な意義を有しています。

また、交通安全教育は、成長段階において生涯にわたる学習として推進していくことが必要です。

## 1 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールを守り、正しい交通マナーを身に付け実践すること、また、日常生活において安全に道路を通行するために必要な、基本的技能及び知識を親子いっしょに習得させることを目標とします。

幼稚園、保育所においては、家庭や地域、関係機関及び団体と連携し、計画的で継続的な交通安全教育を行うとともに、日常の保育活動のあらゆる場面をとらえた交通安全教育を推進します。

これらを効果的に実施するため、教職員の指導力の向上及び教材、教具の充実はもとより、交通ボランティアによる通園時の安全な通行の指導、保護者を対象とした交通安全講習会などを実施します。

## 2 小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、歩行者及び自転車の利用者として必要な知識と技能を習得させ、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体などと連携、協力して道徳、学級活動及び総合的な学習の時間に歩行者の心得、自転車の安全な利用、交通ルールの意味と必要性などについて、重点的に交通安全教育を実施します。

これらを効果的に実施するため、「埼玉県子ども自転車運転免許制度」などを活用した参加、体験、実践型の交通安全教育を実施します。



## 3 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事項のほか、特に、自転車の利用に必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、自己の安全に加えて他の通行人にも思いやりをもって安全に配慮できるようにすることを目標とします。

中学校は、家庭及び関係機関・団体などと連携、協力して道徳、学級活動及び総合的な学習の時間に歩行者の心得、自転車の安全利用、自動車の特性、標識の意味、応急手当て及び交通ルールとマナーなどについて重点的に交通安全教育を実施します。

関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供などの支援を行うほか、保護者を対象と

した交通安全講習会を実施するなど、中学生に対する補完的な交通安全教育を推進します。

#### **4 高校生に対する交通安全教育**

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事項のほか、特に、自転車の利用に必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任をもって行動できる健全な社会人を育成することを目標とします。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体などと連携、協力してホームルーム活動、生徒会活動及び総合的な学習の時間において、自転車の安全利用、自動車の特性、応急手当てなどについてさらに理解を深める交通安全教育を実施します。

また、「自動二輪車等による事故・暴走行為等防止指導要綱」に基づく指導を行い、特別な事情がある場合を除き、自動二輪車を運転しないよう指導します。

#### **5 若者に対する交通安全教育**

若者に対する交通安全教育は、交通事故の実態、交通事故による社会的責任を自覚させることに重点を置き、運転者としての交通安全意識を高め、速度超過、飲酒運転など悪質、危険な運転の防止を図ります。

若者の交通事故防止のため、関係機関・団体とともに、自動二輪車及び自動車の安全運転実技講習など、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

#### **6 成人に対する交通安全教育**

成人に対する交通安全教育は、運転者として社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識、技術、特に危険予測、回避能力の向上、さらに、悲惨な交通事故被害者の心情の理解、交通安全意識や交通マナーの向上に努めます。

これらは、公安委員会が実施する各種講習、自動車教習所が実施する運転者教育及び事業所の安全運転管理者、運行管理者が実施する交通安全教育を中心に行います。

#### **7 高齢者に対する交通安全教育**

##### **(1) 高齢者に対する交通安全教育**

加齢に伴う心身機能の変化が歩行者、自転車利用者及び自動車運転者として交通行動に及ぼす影響の理解と、交通の状況に応じた安全通行するた

めに必要な技能及び交通ルールなど、知識の習得のほか、高齢運転者標識の表示や夜間交通事故防止に効果の高い反射材の普及促進を図ることを目標とします。

特に、老人クラブや関係団体と連携して、親子3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流を促進するほか、高齢者の相互啓発による交通安全意識の高揚を図るため高齢者交通安全教育指導者の養成を促進します。

#### (2) 高齢運転者に対する交通安全教育

高齢運転者講習、更新時講習及び高齢者学級等において、自己の運転能力や反応動作、自動車の特性を再認識させるため、関係機関・団体及び自動車教習所などと連携し、運転適正診断や運転技能診断を実施して、診断結果に基づく個別指導を行うなどの高齢者運転教育を推進します。

#### (3) 電動車いす利用者に対する交通安全教育

電動車いす利用者に対しては、購入時の指導、助言を徹底し、安全な利用に向けた交通安全教育を推進します。

### 8 障がい者に対する交通安全教育

- (1) 障がい者に対しては、交通安全に必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用して交通安全教育を推進します。
- (2) 交通安全教育指導者の手話技術の向上に努めます。
- (3) 身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業の周知に努めます。

## 第2 地域における交通安全教育の推進

交通安全教育活動については、町、警察、学校、関係機関、団体及び家庭がそれぞれの特性を活かし、町が連絡調整する場を設け緊密な連携を図りながら地域ぐるみの交通安全教育活動を推進します。

## 第3 交通安全教育指導者の養成と活用

幼児から高齢者に至るまでの発達段階に応じ、学校、職場、地域及び家庭において、効果的な交通安全教育を実施するためには、信頼や指導力のある指導者を養成する必要があります。

そのため、県北及び児玉郡市における指導者要請講習会や研修会に積極的に参加するとともに、指導者の自発的な交通安全教育を推進します。

## 第4 交通安全に関する普及啓発活動の推進

### 1 町民総ぐるみの交通安全運動の推進

町民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づける交通安全運動として、交通安全協会を始め、町の交通安全対策会議等の構成機関及び団体が相互に連携して、組織的、継続的に交通安全運動を展開します。

#### (1) 実施方法

交通安全運動の実施に当たっては、事前に関係機関及び団体と密接に連携をとって、運動の趣旨、実施期間、重点目標、実施計画などについて広報などにより町民に周知することにより、町民総ぐるみの交通安全運動を展開します。

#### (2) 運動の重点目標

全国または県の重点目標を踏まえ、町の特徴を取り入れた季節的な事項も考慮して設定します。

#### (3) 運動の時期

四季の全国交通安全運動に加え、町独自の運動として「梨」の時期をとらえ、事故「梨」キャンペーンを実施します。

### 2 自転車の安全利用の推進

自転車利用者には、歩行者に危険を及ぼす行為、二人乗り、信号無視、一時停止などの違反行為を防止して、交通マナーの向上を図り、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発活動を展開します。

また、子どもや高齢者には、「自転車運転免許制度」を活用して、安全な乗り方の指導とヘルメットの着用を推進します。

### 3 シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底

自動車乗用中の死亡事故において、シートベルト非着用者が高い割合を占めていることから、後部座席も含めたシートベルト及びチャイルドシートの着用と、その正しい着用方法について指導を徹底するとともに、チャイルドシート購入者への補助金制度など積極的な普及啓発活動を展開します。

### 4 飲酒運転根絶機運の醸成

飲酒運転根絶のため、町をはじめ交通関係機関・団体のほか、酒類提供業者による自主的な広報、啓発活動を展開します。

## 5 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、自動車、自転車の前照灯の早めの点灯を促進するとともに、歩行者及び、自転車利用者に対する反射材の普及を促進します。



## 6 外国人への普及啓発活動の推進

本町に居住、就業して自動車や自転車を運転する外国人は、年々増加しているため交通安全対策の必要性が高まっています。

そのため、外国人が交通社会に十分適応できるように事業所の協力を得て、必要な交通安全知識の普及啓発を推進します。

## 7 交通安全に関する広報の推進

交通安全に関する広報については、インターネット、町の広報や町民回覧などを行い計画的、継続的に実施します。

# 第5 民間交通安全団体などの主体的活動の促進

交通安全活動をする民間団体については、交通安全教育指導者の養成などの事業及び諸行事に対する援助、交通安全対策に必要な資料の提供など、その主体的な活動を促進します。

また、各季の交通安全運動を実施する際は、町及び関係機関・団体などが定期的に連絡協議を行い、各団体による創意、工夫された自発的な活動を支援し、効果的な活動の展開を図ります。

## 第3章 安全運転と車両の安全性の確保

### 【施策の体系】

|                    |
|--------------------|
| 第1 安全運転の確保         |
| 1 運転者に対する安全運転対策の推進 |
| 2 運転管理及び運行管理の推進    |
| 第2 車両の安全性の確保       |
| 1 不正改造車の排除の運動      |
| 2 自転車の安全性の確保       |

### 第1 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要です。

また、事業所などが交通安全に果たすべき役割と責任も重大であり、自主的な安全運転管理対策及び自動車運送事業者などの行う運行管理の充実と、交通労働災害の防止対策などを関係事業所が組織する団体と連携して推進します。

#### 1 運転者に対する安全運転対策の推進

##### (1) 二輪車の安全運転対策の推進

自動二輪車のクラブ、販売店及び警察の協力を得て、速度の超過、不正改造や集団暴走行為の対策に取り組みます。

##### (2) 高齢運転者対策の推進

###### ア 高齢運転者に対する運転適性診断の推進

指定自動車教習所で行われる高齢運転者講習への参加を促進します。

###### イ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用を促進します。

##### (3) 障がい者の安全運転対策の推進

運転免許を所持する障がい者の日常生活を援助する自動車改造費用などの町の助成制度を充実させ、その普及に努めます。

#### 2 運転管理及び運行管理の推進

##### (1) 事業用自動車の運転者教育の充実

国土交通大臣が定める「事業用自動車の運転に関する技術・知識等を習

得することに資するための指導要綱」に基づいて、事業所は、運転者に資質の高い安全運転教育（事故、違反運転者、初任運転者及び高齢運転者に対する特別な教育を実施することやこれらの運転者に適正診断を受診させることを含む）の実施を要請します。

### （２） 自動車運送事業の安全対策の確保

危険物運搬車両を保有している運送事業者及び土砂等を運搬する大型貨物自動車を保有する事業者などが組織する団体を通じて過労運転、過積載の防止と運行の安全の確保を要請します。

### （３） 悪質・危険運転者の排除

過積載や悪質・危険運転者及び事業所については、警察署に通報します。



## 第２ 車両の安全性の確保

### １ 不正改造車の排除の運動

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車、また、過積載を目的とした不正改造車両や不正燃料使用の車両及び事業所を通報します。

### ２ 自転車の安全性の確保

自転車を定期的に点検整備する気運の醸成と付帯保険による被害者の救済に資することを目的とするＴＳマークの普及に努めます。

夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取り付けの徹底と無灯火運転の防止、反射材による自転車の視認性の向上を図ります。



## 第4章 道路交通秩序の維持

### 【施策の体系】

|                |   |
|----------------|---|
| 第1 交通の指導取締りの強化 | 1 街頭指導取締りの強化<br>2 過積載防止対策の推進                            |
| 第2 暴走族対策の強化    | 1 暴走族追放気運の高揚と青少年指導<br>2 暴走行為をさせないための環境づくり<br>3 指導取締りの強化 |

### 第1 交通の指導取締りの強化

交通事故を防止し、事故による被害の軽減をするためには、警察による交通指導取締り、事故事件捜査、暴走族の取締りなどを通じ、道路交通秩序の維持を図る必要があります。

#### 1 街頭指導取締りの強化

事故多発路線における死亡事故などの重大事故に直結する無免許運転、飲酒運転、速度超過、過積載などの悪質、危険性、迷惑性の高い違反の取締り、さらに信号無視、横断歩行者妨害、一時不停止などの交差点関連違反に重点を置いた交通指導取締りの強化を要請します。

#### 2 過積載防止対策の推進

町は、土木工事の請負業者と過積載の防止を確約して、納品伝票を監督員(職員)が工事現場で確認するなどの指導を行います。

また、砕石製造、砂利採取業者などに対する指導を実施します。

### 第2 暴走・危険運転対策の強化

#### 1 暴走族追放気運の高揚と青少年指導

青少年に対し、青少年育成団体などと連携して暴走族に参加、加入しないよう適切な指導を行うなど施策を推進します。

## 2 暴走行為をさせないための環境づくり

暴走族及びこれに伴う群衆の集まる場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族を集団化及び暴走及び危険運転行為させない環境づくりを推進します。

## 3 指導取締りの強化

集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、指導取締りの強化を要請します。また、企業、販売店、関係団体などの協力を求めて「不正改造車の排除する運動」を広報活動して施策を推進します。

# 第5章 救急・救助活動の充実

## 【施策の体系】

|                  |
|------------------|
| 第1 救急・救助体制の整備    |
| 1 救急・救助体制の充実     |
| 2 応急手当の普及啓発活動の推進 |
| 第2 救急医療情報の整備     |

## 第1 救急・救助体制の整備

### 1 救急・救助体制の充実

救急医療施設のない本町においては、近隣市町にある救急医療施設に委ねています。交通事故による負傷者の救助活動は、消防機関の迅速・的確に行えるように救急・救助体制の充実を図ります。

### 2 応急手当の普及啓発活動の推進

交通事故による負傷者の救命率の向上を図り、被害を最小限にするためには、事故現場に居合わせた人による適切な応急手当が必要です。

そのため、自動対外式除細動器（AED）の使用も含めた普通救急救命講習会（止血法、包帯法及び心肺蘇生法等含む）を実施します。

## 第2 救急医療情報の整備

消防機関においては、医療機関と相互に連携を取り、医療施設の情報を収集して救急体制に備えます。

## 第6章 交通事故被害者支援の推進

### 【施策の体系】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 第1 無保険（無共済）車両対策    | 1 自動車損害賠償補償事業<br>2 交通災害共済制度の加入促進        |
| 第2 損害賠償請求についての援助など | 1 交通事故相談活動<br>2 損害賠償請求の援助               |
| 第3 被害者支援の充実        | 1 交通事故被害者の援護<br>2 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 |

### 第1 無保険（無共済）車両対策

#### 1 自動車損害賠償補償事業

自賠責保険（自賠責共済）による救済を受けられないひき逃げや無保険（無共済）車両による交通事故の被害者に対する救済制度である自動車損害賠償補償事業について周知を図ります。

また、自賠責保険の期限切れ、掛け忘れのないよう広報活動を推進します。

#### 2 交通災害共済制度の加入促進

交通事故による負傷者の救済のため、関係機関や団体と連携して、市町村交通災害共済制度への加入を積極的に推進します。

### 第2 損害賠償請求についての援助など

#### 1 交通事故相談活動

交通事故の被害者やその家族の福祉の向上を図るため、交通事故相談活動について周知を図ります。

(1) 関係機関との連絡体制

交通事故相談業務の円滑かつ適正な運営を図るため、関係機関、団体などの連絡体制の強化を図ります。

(2) 交通事故相談活動の周知

広報活動により交通事故相談活動を周知します。

## 2 損害賠償請求の援助

交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の周知や交通事故相談活動を積極的に推進します。

損害賠償問題に関して調停、訴訟等の手続きによらなければ問題の解決が困難であると思われる相談事案について、交通事故紛争処理センターなどの斡旋を行います。

## 第3 被害者支援の充実

### 1 交通被害者の援護

(1) 町が行う奨学金貸付事業

(2) 埼玉県交通安全対策協議会が行う交通遺児などに対する援護金などの給付事業

(3) 自動車事故対策機構が行う交通遺児などに対する生活資金の貸付

(4) 交通遺児育成基金が行う交通遺児育成のための基金事業

(5) 高等学校の授業料等減免制度や奨学金制度などの周知を図ります。

### 2 交通被害者などの心情に配慮した対策の推進

交通事故被害者などの心情に配慮した相談業務を、警察署と連携を取って推進します。



## 第7章 調査研究の推進

### 【施策の体系】

|                    |
|--------------------|
| 第1 道路交通の安全に関する調査研究 |
| 第2 交通事故原因の調査研究     |

### 第1 道路交通の安全に関する調査研究

交通事故は、人・道・車の三要素が複雑に絡んで発生します。この三要素それぞれの各分野の協力のもと、事故の無いより安全で円滑、快適な道路環境を実現する総合的な調査研究を推進します。

### 第2 交通事故原因の調査研究

交差点事故などの発生メカニズムを解明して、原因を取り除く交通安全対策の検討、立案に資する事故防止対策の調査研究を推進します。

## 第8章 鉄道と踏切道における安全確保

### 【施策の体系】

|                     |                              |
|---------------------|------------------------------|
| 第1 駅施設などの安全対策       |                              |
| 第2 踏切道における安全確保      | 1 踏切道の構造改良の促進<br>2 踏切保安設備の整備 |
| 第3 鉄道交通の安全に関する知識の普及 |                              |

### 第1 駅施設などの安全対策

駅施設などの安全対策について、高齢者や身体障がい者の安全利用に十分配慮した段差の解消によるバリアフリー化と、転落防止設備などの安全対策を関係機関に要請します。

### 第2 踏切道における安全確保

#### 1 踏切道の構造改良の促進

踏切舗装の修繕や接続する道路より狭い踏切道の構造改善を要請します。

#### 2 踏切保安設備の整備

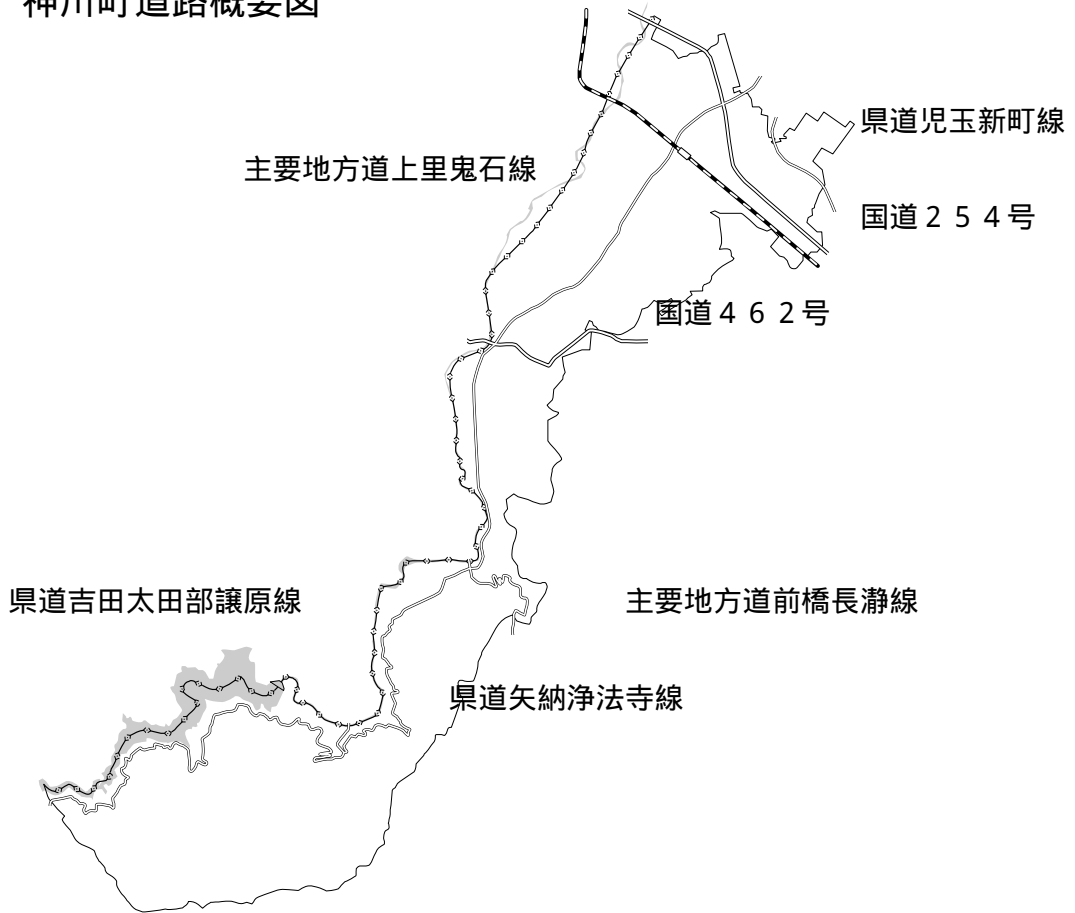
鉄道の運行状況をはじめ、踏切道の幅員や付近の道路の状況及び、その通行状況などを考慮して、踏切保安設備の整備と適切な交通規制を関係機関に要請します。

### 第3 鉄道交通の安全に関する知識の普及

踏切事故は、直前横断、脱輪などに起因するものが多く、置き石、投石などの鉄道妨害、線路内立入りなど、これらの外部要因による事故を防止するため、安全意識の向上を図り積極的な広報活動を行います。

## 参 考 資 料

神川町道路概要図



神川町の人口 各年1月1日現在 (単位：人・%)

| 年     | 人 口                | 内65歳以上(割合)    |
|-------|--------------------|---------------|
|       | 上段 旧神川町<br>下段 旧神泉村 |               |
| 平成14年 | 14,099             | 2,436 (17.28) |
|       | 1,387              | 386 (27.83)   |
| 平成15年 | 14,043             | 2,469 (17.58) |
|       | 1,383              | 394 (28.49)   |
| 平成16年 | 13,988             | 2,497 (17.85) |
|       | 1,363              | 391 (28.69)   |
| 平成17年 | 13,987             | 2,497 (17.85) |
|       | 1,340              | 391 (29.18)   |
| 平成18年 | 15,267             | 2,964 (19.41) |
| 平成19年 | 15,167             | 2,992 (19.73) |

## 神川町内の国・県道の交通量

(単位：台)

| 路線・年                 | 平成11年 | 平成17年 |
|----------------------|-------|-------|
| 主要地方道上里鬼石線(二ノ宮 60-1) | 5,103 | 5,149 |
| 主要地方道上里鬼石線(渡瀬 863-1) | 6,892 | 5,700 |
| 県道矢納浄法寺線(下阿久原 876)   |       | 1,050 |
| 主要地方道前橋長瀬線( " 300)   |       | 1,910 |

\* 埼玉県実施の一般交通量調査(秋・平日・12時間) 資料：県土整備事務所

## 交通事故相談所

|  |
|--|
| <p>・ 埼玉県交通事故相談所<br/>〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 県庁第2庁舎1階<br/>TEL.048-824-2111</p>                            |
| <p>・ 埼玉県交通事故相談所熊谷支部<br/>〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 熊谷地方庁舎1階<br/>TEL.048-521-7300</p>                              |
| <p>・ 交通事故紛争処理センター<br/>〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町 1-75-1 太陽生命大宮吉敷町ビル2階<br/>TEL.048-650-5271</p>                    |
| <p>・ 日本弁護士連合会交通事故相談センター<br/>〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 4-2-1 浦和高砂パークハウス1階<br/>埼玉弁護士会法律相談センター内 TEL.048-710-5666</p> |
| <p>・ 法律扶助協会<br/>〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 4-2-1 浦和高砂パークハウス1階<br/>埼玉弁護士会法律相談センター内 TEL.048-710-5667</p>             |